

佐世保記念病院 指定通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人誠愛会が開設する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法または言語聴覚療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するよう努める。

4 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人誠愛会 佐世保記念病院
- (2) 所在地 長崎県佐世保市鹿子前町104番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 医師1名 常勤・兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

- (2) 理学療法士1名以上 常勤・兼務
- (3) 作業療法士1名以上 常勤・兼務
- (4) 言語聴覚士1名以上 常勤・兼務

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復や活動拡大を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(5) 看護師 1名以上 常勤・兼務

看護職員は、健康状態の確認および介護を行う。

(6) 介護職員 1名以上 常勤・兼務

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

(7) 管理栄養士 1名以上 常勤・兼務

管理栄養士は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は毎週月曜日～金曜日とする。但し、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は午前8時30分から午後17時30分までとする。

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、1日30名までとする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

(1) 機能訓練

(2) 健康チェック

(3) 送迎 など

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項以外で費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐世保市、佐々町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業所の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また、安全性の確保に留意するものとする。

2 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して消防計画を作成するとともに、当該傷病計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設当の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防災管理上必要な業務

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速勝適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに長崎県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための感染対策委員会を定期的開催する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知を図るとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人誠愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。